

第一のつみたて年金(5年)

本商品は元本確保型の商品です。

基本的性格

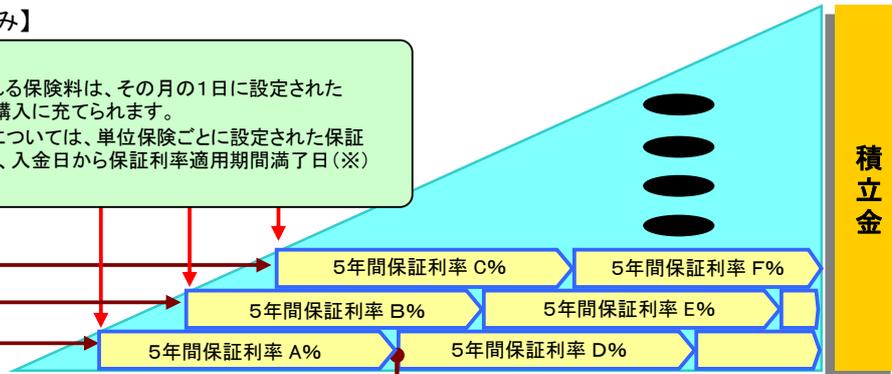
- ・確定拠出年金法に定められる「元本確保型商品」です。
- ・毎月1日に設定される基本の単位保険(以降、単位保険)から構成され、設定時の保証利率を5年間保証します。
- ・保証利率は、残存期間5年の国債の利回りを参考指標として、単位保険ごとに毎月設定します。
- ・保証利率適用期間途中の預替え(スイッチング)は、各単位保険設定日(更新日)から、その翌月末までに行う場合および保証利率適用期間終了直前の1ヶ月間に行う場合を除き、その時の市場金利、保証利率、残存期間等に応じた所定の金額が控除されることがあり、これにより、元本(払込保険料)を下回る可能性があります。

【商品の仕組み】

保険料の払込

- 毎月払込まれる保険料は、その月の1日に設定された単位保険の購入に充てられます。
- 各単位保険については、単位保険ごとに設定された保証利率を適用し、入金日から保証利率適用期間満了日(※)

単位保険



年金

一時金

積立金

(※) 単位保険の「保証利率適用期間満了日」は単位保険設定日から5年経過した日の前日となります。従って、単位保険設定日の属する月のいずれの日に保険料のお払込みが

保証利率適用期間経過後の取扱
各単位保険の保証利率は5年間適用され、5年経過する都度新たに見直します。

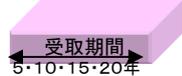
【給付金のお受取の方法】

年金・一時金給付の方法は、ご加入のプランにより異なりますので規約等をご確認ください。

年金の受取

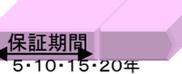
- ・年金は、確定年金、終身年金、分割払年金から選択できます。
- ・確定年金・終身年金の元本(年金原資)には、当商品の積立金だけでなく他の運用商品の資産も充当することができます。
- ・確定年金または終身年金を選択されると、単位保険による運用は終了します。
- ・「一時金受取への変更」は、年金開始から5年経過以降に取扱い可能です。(終身年金の場合は、保証期間中に限ります。)

■確定年金



- ・受取期間中、定額の年金をお受取りになれます。受取期間は、5年・10年・15年・20年から選択できます。
- ・年金額は、充当する積立金を元本として、受取期間・年金開始後利率に基づき算出されます。
- ・受取期間中に「亡くなられた場合」または「一時金受取に変更した場合」の一時金額は、残りの受取期間に対応する年金の現価になります。なお、確定年金はこの一時金受取をもって終了します。

■終身年金



- ・ご本人が生存されている限り、定額の年金をお受取りになれます。保証期間は、5年・10年・15年・20年から選択できます。
- ・年金額は、充当する積立金を元本として、保証期間・年金開始後利率・性別・年金開始年齢に基づき算出されます。
- ・保証期間中に「亡くなられた場合」または「一時金受取に変更した場合」の一時金額は、残りの保証期間に対応する年金の現価になります。なお、終身年金はこの一時金受取をもって終了し、保証期間が経過した以降の年金はお支払いいたしません。

終身年金を選択された場合、ご本人様が生存されている限り、毎年終身にわたり年金をお受取りいただけますが、保証期間中に「亡くなられた場合」または「一時金受取に変更した場合」の受取総額(年金受取総額と一時金額の合計)は、元本(年金原資)を下回ることがあります。例えば年金開始後利率0.5%・男性・年金開始年齢60歳の場合、「亡くなられた場合」の受取総額は、保証期間5年の場合は元本の約2割に、保証期間20年の場合は約8割になります。また「一時金受取に変更した場合」の受取総額は、保証期間10年の場合は元本の約4割に、保証期間20年の場合は約8割になります。(保証期間5年の場合、一時金受取に変更できません。)

■分割払年金



- ・年金受取開始後も保険料積立段階と同様の方法で運用を継続しながら積立金を一定期間(5年~20年)分割でお受取りになれます。年金受取期間中でも預替え(スイッチング)可能な商品間で預替え(スイッチング)ができます。
- ・年金額は、充当する積立金試算額をもとに、分割期間、分割割合等に基づき算出されます。
- ・受取期間中に「亡くなられた場合」は、残りの積立金を、「一時金受取に変更した場合」は、残りの積立金に基づき算出した額をお受取りになれます。なお、分割払年金はこれらの受取をもって終了します。
- ・年金受取時および一時金受取時(ただし死亡一時金を除く)には、受取時の市場金利に応じた所定の解約手数料が控除されることがあります。

一時金の受取

- ・「亡くなられた場合」や「年金請求時に年金の支払に代えて一時金受取を選択する場合」は、一時金で受取ることができます。
- ・この場合、解約時の控除はなく、積立金をそのまま全額受取ることができます。
(年金受取開始後の一時金の取扱いについては、上記の「年金の受取」を参照ください。)

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために商品提供会社である第一生命保険株式会社の作成資料をもとに作成されたものであり、当該保険商品の勧誘を目的とするものではありません。今後内容については変更される場合がございます。